

◇ 「憲法 9 条京都の会」 申し合わせ説明書 ◇

別紙憲法 9 条京都の会申し合わせについての詳細な説明は次のとおりです。

1 申し合わせ 1 について

→ ここでは、憲法 9 条京都の会の運動の一致点を記載しています。

憲法改正国民投票法が成立した新たな情勢を踏まえて、憲法 9 条の「改正」案を発議させない国民的世論をつくることをめざし、仮に発議されても国民過半数の 9 条支持によってこれを阻止すること、そのために 9 条を守り、生かしていく広大な憲法平和運動を進めていくことを目標にします。

そして、この運動の目標で一致できる様々な個人、団体、グループが参加する広範なネットワーク組織であり、それぞれがゆるやかな連携、協力関係を保ちながら、運動の目標に向けた共同の取り組みを提案し、実行し、お互いに支え合う組織です。

これまでの運動の蓄積の上にたって、これまでと同様に大江氏ら 9 人が呼びかけた「九条の会」とも連携、協力し、また、可能な限り、他府県の組織とも連携、協力していきます。

2 申し合わせ 2 について

→ 憲法 9 条を守り生かす運動を前進させるためには市民との対話を推し進めることが重要で、そのことを意識して冒頭に記載しています。対話活動のツールとして、例えばこれまでのような憲法署名やアピールを活用したり、様々なグッズ等を工夫することが大切です。その際、地域の人たちや年齢の若い層の人たちの意見等も取り入れて工夫していくことが大事です。

3 申し合わせ 2 の①について

→ 国民過半数の 9 条支持をはかる一つの指標として、また、これまでの憲法署名過半数獲得運動の延長、発展として、憲法署名活動に取り組むことを記載しています。憲法署名京都実行委員会が河原町三条で行ってきた、継続的かつ象徴的な運動としての毎月 9 日の街頭署名活動を継続し、広げていくことや憲法署名活動の経験を交流し、教訓化しながら、取り組みを広げていくことを考えています。

4 申し合わせ2の②について

→ これまで政府が憲法教育を意図的に怠ってきたことを批判し、あらためて私たち自身が憲法9条の意義を再確認するとともにその価値を自らのものにしていくことが大切であるとの認識に立って、学びの場を提供し続けることを記載しています。

憲法学習会の講師ができる人たちをふやして講師派遣ができるようにすることなども考えています。

5 申し合わせ2の③について

→ 節目となる5月3日や11月3日には、これまでと同じような規模の大きな憲法集会を企画し、遂行することを記載しています。

憲法集会を実行する具体的な組織としては、いつでも、誰でも、平等の立場で参加できる形式を工夫します。

6 申し合わせ2の④について

→ これまで取り組まれてきた「守ろう！憲法9条〇／〇交流会」のような運動の交流会を開催します。その交流会では、お互いの経験や教訓を交流してさらに新しい取り組みを展望できるような中身にすることが大事です。

また、京都全体の交流会や地域ごとの交流会等、参加しやすく、今後の活動の参考になるとともに元気のでる交流会をめざします。

7 申し合わせ2の⑤について

→ 小さな力や集団であっても、お互いが連携し、協力しあい、一緒に取り組むことによってより多くの人たちの目に見えるような活動ができるのではないかと考えています。

例えば、9の日一斉宣伝行動や九条通一斉宣伝行動、憲法キャラバン、統一ポスター、統一ステッカー、統一チラシ、憲法グッズなど、創意工夫を凝らした活動に取り組みます。

8 申し合わせ2の⑥について

→ 憲法をめぐる情勢や運動に関わる有益な情報を収集し、発信しつづけること

が大事だという認識に立って、HPを創ってこれを充実させたり、ニュースを発行したりします。

9 申し合わせ2の⑦について

→ その他に、憲法9条を守り生かす運動の前進のために有益だと思われる様々な活動に取り組むことを記載しています。

10 申し合わせ3の①について

→ 憲法9条を支持し、その改悪を許さない、そして憲法9条を生かしていこうという運動の目標に賛同するすべての個人、団体、グループのネットワーク組織であることを記載しています。賛同の意思を確認するための方法は工夫するようにします。

ここでは、賛同金を負担することは構成員になる条件ではないとしていますので、構成員への連絡などは費用のかからない方法（HPへアクセスしてもらおうとかメール通信、FAX送信など郵送以外の方法）によらざるをえないことも想定しています。

また、構成員が一堂に会する全体会については特に定めていません。必要に応じて開催します。全体会では、世話人を選出することの他に、本会の重要な案件を相談、決定したり、構成員相互の交流をはかる機会として開催したらどうかと考えています。

11 申し合わせ3の②について

→ 憲法9条京都の会に世話人を置くことを記載しています。世話人の人数や世話人会の内容、代表世話人の選出などについては固めないで柔軟な運用ができるようにしています。

現時点で念頭に置いているのは、いわゆる呼びかけ人にはできるだけ世話人になってもらう（そうするとおおよそ50名程度の人数になる）こと、3～4ヶ月に1回程度の割合で世話人会を開催し、いろいろな智恵を出してもらったり、世話人同士の交流をはかったり、会の活動の基本的な方向性を決定するような会合です。

また、会を対外的に代表する世話人として代表世話人を3～5人程度置いたらどうかと考えています。そして、その方たちには、必要に応じて記者会見な

どに同席していただいたり、重要な会合ではあいさつをしていただいたりすることを考えています。

1 2 申し合わせ3の③について

→ 憲法9条京都の会に事務局を置くことを記載しています。日常的には、この事務局が憲法9条京都の会の活動を担っていくことを想定しています。継続的な事務局体制が必要ではないかという議論を踏まえて世話人会で事務局員を選出するという手続規定になっています。また、世話人と事務局は兼任可能という想定です。

1名の事務局長と複数名の事務局次長を念頭においており、また、日常的な実務を担う専従者を置く方向で事務局体制を整備することを考えています。

1 3 申し合わせ3の④について

→ 憲法9条京都の会の財政に関する規定です。賛同金は、会の活動に賛同して財政的な援助としていただくもので、できるだけハードルを低くしてできるだけ多くの個人、団体、グループが賛同金を支払えるように年間1口1000円としています。もっとも、可能な個人、グループ、団体には、複数口以上をお願いしたいと考えています。事業収入は、グッズやパンフレットやのぼりなどの物販活動その他を考えています。カンパは、例えば憲法集会でのカンパとか学習講演会でのカンパとか、多くの人に参加していただいた集会、講演会などの際に訴えてお願いするカンパだとか、憲法署名街頭宣伝などの際にいただくカンパとか、任意の財政支援としていただくものと考えています。

現時点で念頭に置いている財政規模は約1000万円で、収入の概算は賛同金として合計約10000口、支出の概算は人件費を含む事務経費約400万円と宣伝広報などの活動資金約600万円です。

1 4 申し合わせ4について

→ 憲法9条京都の会の運営に関する規定です。守ろう憲法と平和きょうとネットでの活動以来、②③④を運営の基本原則にしてきましたので、それは再度確認するとともに、この間の意見交換の中で、①の自主性の尊重と⑤の対等平等の関係という点の大事さが指摘され、多くの共感を得られたので、その2点も記載しています。